

申請、届出等に係る押印の見直し基準

1 基本的な考え方

本人確認を付加する必要のない手続について押印を廃止することとし、個々の手続に対する見直し基準の当てはめに当たっては、検討継続の基準に該当しない手続は廃止とする。

2 押印の見直し基準

(1) 押印を廃止することが可能な手続（書面）

ア 申請等について本人確認の必要性が低い手続（書面）

イ 申請内容、添付書類等により提出者本人と確認・推定できる手続（書面）

(2) 検討を継続する手続（書面）（国や他府県の動向を注視しつつ検討を継続）

ア 厳密な本人確認の必要がある手続（書面）

イ 書類提出者以外の第三者が作成する手続（書面）

ウ 契約関係手続（契約、覚書、協定等）

3 見直し時期

例規改正を要しない手続：令和2年内 例規改正を要する手続：令和2年度内

4 その他

押印の見直し基準の当てはめに関するメルクマールについては、別紙のとおり

(別紙) 押印の見直し基準の当てはめに関するメルクマール

1 押印を廃止する手続 (書面)

(1) 申請等について本人確認の必要性が低い手続

適用例 1) 申請者の要件を課していない手続

イベントに関する参加申込み、施設の使用申込み など

適用例 2) 府と継続的関係にある者からの手続

- ① 市町村、広域連合、一部事務組合など地方公共団体からの手続
- ② 特定の団体に関する補助金、許認可等の手続
- ③ 許認可、届出受理等を行った案件に係る変更等の手続

適用例 3) 「申請者へのなりすまし」が考えにくい手続

(2) 申請内容、添付書類等により提出者本人と確認・推定できる手続

適用例 4) 本人確認書類の添付を求めている手続 (確認できる手続)

- ① 住民票、戸籍謄 (抄) 本、登記事項証明書その他の公的証明書の添付
- ② 対面での本人確認 (①の証明書の提示を含む。)
- ③ 申請書等へのマイナンバーの記入

適用例 5) 申請内容により提出者本人からの申請等と推定される手続

- ① 府が把握する情報で申請等の内容が照合できるもの
- ② 申請者以外に書類の添付や申請の記載が困難と考えられるもの

2 検討を継続する手続 (様式)

(1) 厳密な本人確認の必要がある手続 (書面)

適用例 1) 実印、登録印を求めている手続 (印鑑証明書の添付を求めるもの)

土地の形質の変更に関する行為許可等重要な私権に関するもの

適用例 2) 融資、修学資金等返還債務を誓約する手続

適用例 3) 税務調査をはじめ、個人情報取扱い等に関する同意に関する手続

(2) 書類提出者以外の第三者が作成する書面 (委任状、承諾書)

適用例 4) 委任状、承諾書、同意書等

可能なものについては、記名押印又は署名の選択制又は署名のみへの変更を検討

(3) 契約関係手続 (契約、覚書、協定等)

適用例) 契約書、覚書、協定書等